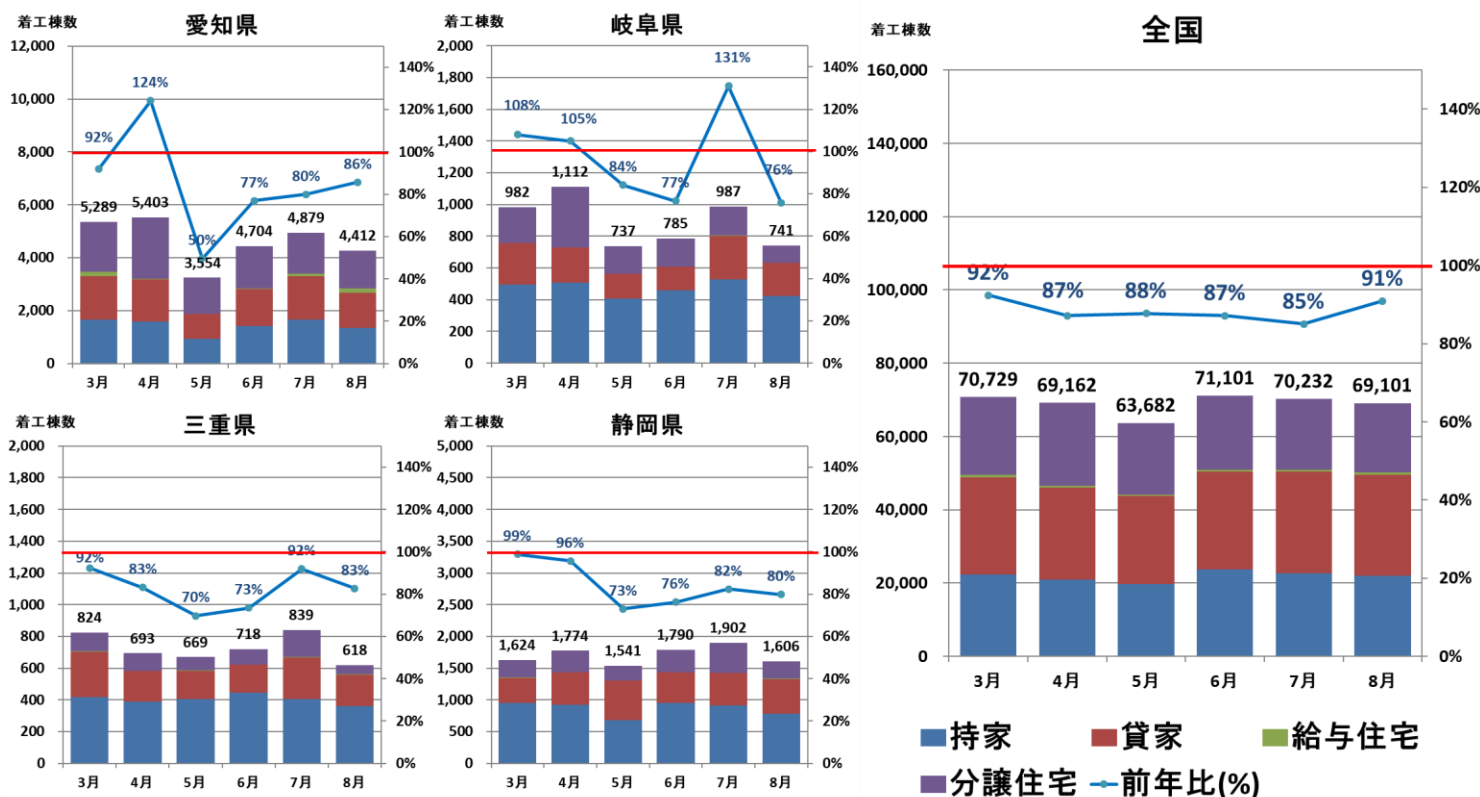


東海4県の着工推移

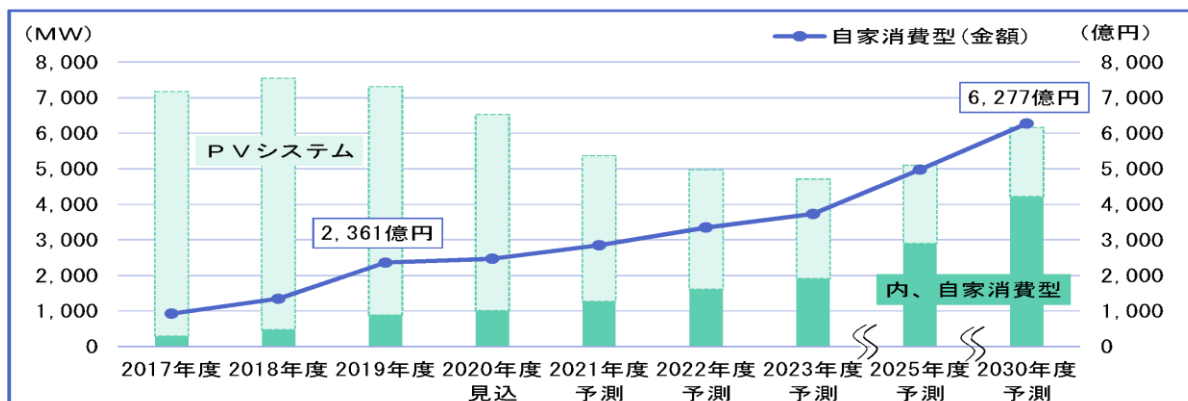


出典:着工データ 国土交通省

富士経済 2030年度自家消費型PVシステム国内市場予測

富士経済は9月30日、SDGsやESGの広がりを追い風に、脱炭素化に貢献する再生可能エネルギーとして自家消費型への移行が見られる太陽光発電システム(PVシステム)の国内市場等について調査結果をまとめた「2020年版太陽電池関連技術・市場の現状と将来展望」を発表。

■自家消費型太陽光発電システムの国内市場



住宅向けでは、余剰電力の買取価格の引き下げにより、蓄電システムとのセット導入や住宅向けPPA(発電者と電力消費者の間で締結する電力販売契約)モデルの活用など、自家消費を前提とした導入が増えつつあり、中長期的には自家消費型が標準化していくとみられる。

詳細は(株)富士経済プレスリリース <https://www.fuji-keizai.co.jp/file.html?dir=press&file=20102.pdf&nocache>でご確認ください。

受発注者間・元下間の建設業法令遵守ガイドラインを改訂 ～新たな建設業取引のルールがスタート～

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行されました。

これに伴い、元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインが改訂されました。

<改正の概要>

○ 見積依頼～契約締結時まで

建設工事の発注者（元請負人）は、請負契約を締結するまでに、「工期又は請負代金に影響を及ぼす事象（地盤の沈下など）」があると認めるときは、それらに関する情報を建設業者（下請負人）に提供することが義務づけられたことを踏まえ、「見積条件の提示等」に関する項目の記述を改訂しました。（改正法第20条の2関係）

○ 書面による契約締結

建設工事の請負契約の当事者が、契約の締結に際して書面に記載すべき事項に、「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」が追加されたことを踏まえ、「書面による契約締結」の項目の記述を改訂しました。（改正法第19条第1項第4号関係）

○ 著しく短い工期の禁止

建設工事の発注者（元請負人）は、建設工事の契約締結に際し、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、「著しく短い工期の禁止」に関する項目を新設しました。（改正法第19条の5関係）

○ 下請代金の現金払い

元請負人が下請負人に支払う建設工事の代金のうち、労務費相当部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされたことを踏まえ、「支払手段」に関する項目を新設しました。（改正法第24条の3第2項関係）

ガイドラインの改訂を踏まえ、「建設企業のための適正取引ハンドブック」も改訂され、第2版が作成されました。（国土交通省のホームページからダウンロードができます。）



（詳細は、国土交通省HP（建設業法令遵守ガイドライン）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.htmlをご確認ください。）